

委託契約書(案)

委託業務の名称 令和5年度田代山及び周辺地域におけるニホンジカ捕獲等
事業業務

委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税(税率計10%)の額 金 円)

委託の期間 着手 令和5年 月 日(契約日)
履行期限 令和6年 2月29日

上記の委託業務について、委託者 福島県 を甲とし、受託者 を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

第1条 乙は、別紙仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の履行期限までに頭書の委託業務を完了し、仕様書に示した成果品(以下「成果品」という。)を甲に提出しなければならない。

2 仕様書に明示されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

(契約の保証)

第2条 金 円

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第4条 甲は、委託業務に関し、自己に代わって監督又は指示をする監督員を置くことができる。

2 甲は、前項により監督員を置いたときは、監督員の職及び氏名を乙に通知しなければならない。

3 監督員は、この契約並びに設計図書に定められた事項の範囲内において必要な監督を行い、次条に規定する主任調査者に対して指示を与える等の職務を行う。

(委託業務実施状況の報告等)

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(主任技術者)

第6条 乙は、委託業務の実施について、自己に代わって技術上の管理を司る主任技術者を置き、この契約締結後速やかに主任担当者の氏名等を書面で甲に提出しなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(乙の請求による履行期限の延長)

第8条 乙は、天災その他その責に帰すことができない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、その事由を付した書面により、甲に履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第9条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(完了及び検査)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、完了届に成果品を添えて、遅滞なく甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に提出された成果品について検査をしなければならない。

3 第2項の検査の結果不合格となり、成果品について修補を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該修補を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。

4 乙は、前項の規定により命ぜられた修補を完了したときは、甲に修補完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第2項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第11条 乙は、前条第2項又は第4項の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第12条 乙の責に帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みがあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

- 2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに応ずるものとする。
- 3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限（第7条第1項及び第8条の規定による履行期限の変更があったときは、その期限とする。）から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。
- 4 甲の責に帰すべき事由により、第11条第2項の規定による委託料の支払が遅れたときは、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。
- 5 第1項及び前項の規定に定める遅延利息の額の計算につき第3項及び前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- 二 乙の責めに帰すべき理由により、履行期限内に委託業務が完了しないとき、又は、委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 三 この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 四 第3項に規定する事由によらないで契約の解除の申し出があったとき。
- 五 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。
- 六 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる

とき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

七 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合、乙は、委託料の額の10分の1に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙は、甲が委託業務の内容を変更したため委託料の額が3分の2以上減少したときは、この契約を解除することができる。

4 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除の効果）

第14条 この契約が解除された場合には、第1条第1項に規定する乙の義務は消滅する。ただし、次項に係る部分については、この限りでない。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を乙に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

（契約が解除された場合等の違約金）

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙に対して違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1に相当する金額を請求することができる。また、契約解除により、甲に損害が生じた場合、乙に対して甲が算定する損害額を請求することができる。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由

による解除の場合は、この限りでない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除されたとき
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなすものとする。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 乙は、この契約が解除された場合において、作業現場に乙が所有又は管理する業務の調査機械器具、仮設物その他の物件があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けなければならない。
- 4 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用は、乙が負担する。

（遅延利息等の相殺）

第16条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託料と相殺し、なお不足を生ずるときはさらに追徴することができる。

（賠償金等の徴収）

- 第17条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の利息を付した額と、乙の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の延滞金を徴収する。
- 3 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金に係る債権につきその保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 4 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（一括再委託等の禁止）

第18条 乙は、業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

(秘密の保持)

第19条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(談合による損害賠償)

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第13条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

(補 則)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第23条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 委託者 福島市杉妻町2番16号
福 島 県
福島県知事 内堀 雅雄 印

乙 受託者 住 所
氏 名
代表者 印